



アイリス倶楽部「IRIS」 会員規約

1) 名称と所在地

アイリス倶楽部(以下「当団体」と称します。

当団体の所在地を 兵庫県姫路市手柄一丁目78-1 ローズハイム2-201に置きます。

2) 運営と管理

当団体は、アイリスチャームプランニング (以下「当社」) が運営し、合同会社ライフサポートアイリスが管理にあたります。

3) 活動内容

当団体は、当社の運営するカルチャー教室等で活動する講師の方たちのサポートや支援、さらには、今後講師としての活動を希望する方たちのキャリアデザインや育成にあたります。

また当団体と提携した登録講師には、当団体の企画する各種セミナーやイベントなどへの活躍の場と機会を積極的に提供していきます。

ただしお仕事を保証するものではありません。

4) 会員資格の種別

当団体の会員資格には、一般会員 ・ ゴールド会員 ・ プラチナ会員 の3コースがあり、全ての会員に共通する条件は以下のとおりです。

- ・ 当団体の会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
- ・ 原則として年齢が20歳以上の方
年齢が20歳未満、または高校生以下の方は、当団体の承認・及び保護者の承諾を必要とします

5) 入会手続きと会費のお支払い方法

当団体に入会を希望する場合、所定の申込手続きを行い、当団体の承認を得るとともに、定められた入会金及び月会費をお支払い下さい。

お支払いは Paypal または現金でお願い致します。

- * 一般会員・特別 (ゴールド・プラチナ) 会員とも、既に納めた会費については、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとします。

《一般会員》

入会時には、入会金1,500円(入会時のみ)を納め、所定の入会手続きを行う。

《ゴールド会員》

入会時には、月会費1,000円 (1年分一括払いの場合は、10,000円) として本会が指定する方法により、毎月1日を起算日として前払いで納入するものとします。

なお、一般会員からゴールド会員に移行を希望する場合は、翌月から会費が発生します。

《プラチナ会員》

入会時には、月会費5,000円 として本会が指定する方法により、毎月1日を起算日として

前払いで納入するものとします。

なお、一般会員からプラチナ会員に移行を希望する場合は、翌月から会費が発生します。

6) 会員の権利と特典

会員の権利と特典は、その種別に応じて別に定めて公表します。

7) 除名

当団体は会員の次の各項の一つに該当すると認められた場合は、会員たる資格の一時停止・または除名することが可能となります。

- ・ 講師会員においては、2か月以上の会費を滞納したとき
- ・ 本規約・その他当団体の定める規則・規約に違反したとき
- ・ 当団体の名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- ・ その他会員としての品位を損なうと認められる非行のあったとき

* 除名となった場合も、入会金・月会費は返金は一切できません。

8) 退会

所定の手続きを行うことにより、いつでも自由に当団体からの退会は可能とします。

ただし、口頭・電話による届け出は受付できません。

退会後は、当団体に提出していただいた元会員の個人情報責任をもって削除いたします。

* 退会時も既に支払われた入会金・月会費は返金は一切できません。

また再度入会を希望される場合は、あらためて入会金をお支払いいただくこととなります。

9) 免責及び損害賠償

会員は当団体の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合であっても、当団体は一切責任を負わないものとする。

2 会員同士の問題や紛争に関して、当団体は一切の責任を負わないものとする。

3 当団体の活動に関連して会員が当団体又は第三者に対して損害を与えた場合又は第三者と紛争を生じた場合、当該会員はその損害を賠償するものとし、当団体はいかなる責任も負わないものとする。

10) 個人情報の保護

当団体は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとします。

以上、当団体のすべての会員に本規約を配布する。

附則 本規則は、2020年6月1日から施行する